渡り鳥が飛来する季節を迎えています 飼養規模に関わりなく鳥インフルエンザの侵入防止を

新型インフルエンザ (H1N1 亜型)が人に大流行していますが、鳥インフルエンザ (H5 または H7 亜型)が鶏やアヒル等の家きんに発生する危険性が高まっている状況に変化はありません。

高病原性鳥インフルエンザ (H5N1 亜型)は中国および東南アジアで現在も継続的に発生しており、一昨年に北里大学が実施した調査では、東北地方に飛来した野鳥の糞 2,446 検体中 25 検体(1.02%)から 9 種類の亜型の鳥インフルエンザウイルスが分離されています。

鳥インフルエンザの感染源として疑われている渡り鳥が飛来する季節を迎えています。 各養鶏場では飼養規模に関わりなく本病の侵入防止の徹底が必要であり、下記対策の確認 と励行をお願いします。

記

- 2 養鶏場における侵入防止策
 - 1) 人・車輌等による侵入防止

外来者を制限し、農場出入り時に車輌を消毒する。

鶏舎毎に踏み込み消毒槽を置き、鶏舎内では鶏舎専用の衣服を着用する。

2) 野鳥・野生動物による侵入防止

鶏舎を網目が2cm角以下の防鳥ネットで被う(破損箇所があれば修繕する)。 鶏舎と外界との間隙を塞ぎ、ネズミの侵入を防ぐ。

鶏舎周辺等に消石灰(0.5~1kg/m²)を定期的に散布する。

3) 飲用水・飼料の汚染による侵入防止

新鮮な水道水を使用し、沢水等、他の水を使用する際は塩素消毒を施す。 飼料タンク周囲や飼料倉庫内にこぼれ餌がないよう、清潔に保つ。

4) 鶏舎内外の整理・整頓・清掃

鶏舎内外の整理と清掃、鶏舎周辺の草刈りや立ち木の伐採などにより、野鳥やネズミの繁殖場所をなくす。

5) 家きんの観察と記録

家きんの日常観察の強化

家きんの移動状況、死亡羽数、農場に出入りした人・車両等の記録

これらの対策は鳥インフルエンザの侵入防止に加えて、他の病気を予防することにもなります。万一、本病が疑われる家きんを発見した際は、速やかに家畜保健衛生所に連絡願います。

連絡先:岩手県中央家畜保健衛生所(tel: 019-688-4111)